## 第4回 教育委員会会議録

令和4年3月30日

1	開	会																	
2	会議録	禄署	名委	員の	指名	ı	$\sim$	髙	澤委	員、	瓜季	員							
3	前回	会議	録の:	承認	•	$\sim$	山:	本委	員、	髙渭	委員	量 彦	《認						
4	報(	告																	
	報行	告第	1号	教	育長	報台	Ė,												
5	その何	也																	
6	出席																		
	教	育	委	員		Щ	本	由											
	教	育		員		瓜		郁											
	教	育		<u>員</u>		坪	谷	嗣	香										
	教	育		<u>員</u>		髙	澤	//	司										
	教	•	育	長		高	橋	雅	明										
7	傍聴。	1 2.	(今 キュ	[th] >	÷美11日	.)		1 +=	<b>→</b>										
<u>'</u>	方呢 <i>。</i> ———— 学	校	かさ <sup>*</sup> 教	育	課	長	山市	した 尾	<del>但</del> 堂	裕	之								
	 社	会	教	 育	課	長		梶	- 上	哲哲	也								
	•		有調					内	潟	昭	仁								
	7	IX EX	N PI W	V 1H	<del>→</del> ⊥	. 7		rj	1510)	нП	<u> </u>								
8		<u> </u>	2人																
	175 1867																		
														会議時間	引:	15 限	<b>∮</b> ~1	5 時	30 分

教 育 長	報告第1号 教育長報告について 赤平市議会第1回定例会(3月2日~3月18日)が開催されました。 一般質問(令和4年度教育行政執行方針について)につきましては,4名 の議員から質問がありました(質問及び答弁内容の概要を報告。)。
教育委員	(質問なし。)
教 育 長	それでは、報告を終了し議案に移ります。議案第1号事務局職員の任免 について、事務局からご説明いたします。
学校教委課長	議案第1号についてご説明いたします。 令和4年3月31日付け及び令和4年4月1日付けの人事異動として、下記の者を任免したいのでこれを付議するものです。 4ページの別紙をご覧ください。3月31日付け退職者につきましては、赤平幼稚園長となります。 また、再任用職員の退職は給食センター業務係主事、併任発令の東公民館管理係技師の2名になります。 4月1日付の人事異動につきましては、スポーツセンターが廃止、図書館長が任期満了となった関係で、社会教育課長が図書館長を兼務、スポーツセンター長を解かれ、係長が同じくスポーツセンター係長を解かれるものです。 主幹職では、赤平幼稚園の副園長が園長に昇任するものです。 係長職では、赤平幼稚園教諭が副園長に、社会教育課文化財保護室文化財保護係長が総務課防災係長へ異動し、社会教育課文化財保護室文化財保護担当主査が文化財保護担当係長になります。 係職では、再任用職員として学校教育課給食センター業務係へ主事、社会教育課図書館図書係へ主事が着任し、社会教育課文化財保護室文化財保護係へ農業委員会事務局農地係の主事が異動します。 以上、よろしくご了解くださるようお願いいたします。
教 育 長	議案第1号については、承認することに決定してよろしいですか。
教育委員	(異議なし。)
教 育 長	(全員異議なしということで,) 議案第1号は承認といたします。
教 育 長	続きまして、議案第2号令和4年度教育施設整備に係る工事計画の策 定について、事務局からご説明いたします。
学校教育課長	議案第2号についてご説明いたします。 令和4年度の教育施設の1件20,000千円以上の工事の計画について、赤平市教育委員会教育長に対する事務委任規則第1条第1項第6号の規定により、これを付議するものです。

学校教育課長	今回該当する工事は、5ページ表のとおり社会教育施設整備事業です。 6ページをお願いいたします。工事の概要につきましては、資料に記載 のとおりでありまして、令和4年度予算額は暖房改修28、380千円、 照明LED改修51、337千円を予定しております。 なお、工事発注は本年5月を予定しております。ております。 校務支援システム使用料440千円、トイレ出入口抗菌マットのリー ス代289千円などを計上しております。 以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
教 育 長	議案第2号については、承認することに決定してよろしいですか。
教育委員	(異議なし。)
教 育 長	(全員異議なしということで,) 議案第2号は承認といたします。
教 育 長	続きまして、議案第3号赤平市立学校管理規則の一部改正について、事 務局からご説明いたします。
学校教育課長	議案第3号についてご説明いたします。 赤平市立学校管理規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定めたいので、これを付議するものです。 改正の理由としましては、市内小中学校に主幹教諭を配置できるようにするためで、今般の令和4年度教職員人事において、赤平中学校に主幹教諭が配置(課題校配置)されることを受けての改正となります。 規則改正の内容につきまして、9ページの対照表によりご説明いたします。第3条の2として主幹教諭の条を追加し、順次条を繰り下げ、別表の参照条項の字句を改正するものです。 なお、附則としまして、この規則は令和4年4月1日から施行するものであります。 以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
教 育 長	議案第3号については、承認することに決定してよろしいですか。
教育委員	(異議なし。)
教 育 長	(全員異議なしということで,) 議案第3号は承認といたします。
教 育 長	続きまして、議案第4号赤平市奨学資金条例施行規則の廃止について、 事務局からご説明いたします。
学校教育課長	議案第4号についてご説明いたします。 赤平市奨学資金条例施行規則を廃止する規則を別紙のとおり定めたい ので、これを付議するものです。

学校教育課長	改正の理由としましては、赤平市奨学資金条例の廃止に伴い同条例の施行に必要とされる規則も無用となるため、廃止するものです。 廃止規則の内容は11ページのとおりで、附則としまして、この規則は令和4年4月1日から施行するものであります。 以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
教 育 長	議案第4号については、承認することに決定してよろしいですか。
教育委員	(異議なし。)
教 育 長	(全員異議なしということで,) 議案第4号は承認といたします。
教育長	続きまして、議案第5号赤平市公民館条例施行規則の全部改正について、事務局からご説明いたします。
学校教育課長	議案第5号についてご説明いたします。 赤平市公民館条例施行規則の全部を改正する規則を別紙のとおり定めたいので、これを付議するものです。 改正の理由としましては、廃止となった赤平市公民館に係る規定を削除するとともに、条文全体を実態に合わせて見直しするためです。 13ページをお願いいたします。第1条から第4条までは、趣旨・職務・所掌事務・館長の専決事項を規定するもので、第5条から14ページの第10条までは使用許可及び使用料に関する規定、第11条から15ページの第16条までは使用に際する留意事項などの規定となります。 なお、附則としまして、この規則は公布の日から施行するものであります。 以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
教 育 長	議案第5号については、承認することに決定してよろしいですか。
教育委員	(異議なし。)
教 育 長	(全員異議なしということで,) 議案第5号は承認といたします。
教 育 長	続きまして、議案第6号赤平市教育委員会公印規則の一部改正について、事務局からご説明いたします。
学校教育課長	議案第6号についてご説明いたします。 赤平市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定め たいので、これを付議するものです。 改正の理由としましては、赤平市公民館廃止に伴い関連する公印を廃 止するためであります。 規則改正の内容につきましては、25ページの対照表のとおり、赤平市

学校教育課長	公民館印及び赤平市公民館長印を削除するものです。 なお、附則としまして,この規則は公布の日から施行するものであります。
	以上,よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
教 育 長	議案第6号については、承認することに決定してよろしいですか。
教育委員	(異議なし。)
教 育 長	(全員異議なしということで,)議案第6号は承認といたします。
教 育 長	続きまして、議案第7号赤平市スポーツセンター条例施行規則の廃止 について、事務局からご説明いたします。
学校教育課長	議案第7号についてご説明いたします。 赤平市スポーツセンター条例施行規則を廃止する規則を別紙のとおり 定めたいので、これを付議するものです。 改正の理由としましては、赤平市スポーツセンター条例の廃止に伴い 同条例の施行に必要とされる規則も無用となるためであります。 廃止規則の内容は27ページのとおりで、附則としまして、この規則は 公布の日から施行するものであります。 以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
教 育 長	議案第7号については、承認することに決定してよろしいですか。
教育委員	(異議なし。)
教 育 長	(全員異議なしということで,)議案第7号は承認といたします。
教 育 長	続きまして、議案第8号赤平市総合体育館設置条例施行規則の一部改 正について、事務局からご説明いたします。
学校教育課長	議案第8号についてご説明いたします。 赤平市総合体育館設置条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定めたいので、これを付議するものです。 改正の理由としましては、赤平市スポーツセンター条例の廃止に伴い赤平市総合体育館の使用券等からスポーツセンターの表記を削除するためです。 改正後の様式は、29ページが定期使用券、30ページが回数券となっております。 31ページの附則としまして、この規則は公布の日から施行するものであります。 以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

5

<u> </u>	
教 育 長	議案第8号については、承認することに決定してよろしいですか。
教育委員	(異議なし。)
教 育 長	(全員異議なしということで,)議案第8号は承認といたします。
教 育 長	続きまして、議案第9号赤平市教育委員会事務局組織規則の一部改正 について、事務局からご説明いたします。
学校教育課長	議案第9号についてご説明いたします。 赤平市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定めたいので、これを付議するものです。 改正の理由としましては、赤平市公民館条例及び赤平市スポーツセンター条例の廃止に伴い所要の改正が必要になったため、また、文化財保護係について現状の業務内容を明文化するためであります。 規則改正の内容につきまして、35ページからの対照表によりご説明いたします。第3条でスポーツセンター等の字句を削除し、第5条の社会教育係の業務において文化財保護係の業務、また、社会体育係の業務においてスポーツセンター等の字句を削除し、36ページの文化財保護係の業務に各項目を追加するものです。 なお、附則としまして、この規則は公布の日から施行するものであります。 以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
教 育 長	議案第9号については、承認することに決定してよろしいですか。
教育委員	(異議なし。)
教 育 長	(全員異議なしということで,)議案第9号は承認といたします。
教 育 長	続きまして、議案第10号赤平市教育委員会事務決裁規程の一部改正 について、事務局からご説明いたします。
学校教育課長	議案第10号についてご説明いたします。 赤平市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を別紙のとおり 定めたいので、これを付議するものです。 改正の理由としましては、赤平市公民館及び赤平市スポーツセンター の廃止に伴い関連する規定を削除するためであります。 規則改正の内容につきましては39ページの対照表のとおりで、第6 条の社会教育課長の専決事項からそれぞれ削除するものです。 なお、附則としまして、この規則は公布の日から施行するものであります。 以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

6

教 育 長	議案第10号については、承認することに決定してよろしいですか。
教育委員	(異議なし。)
教 育 長	(全員異議なしということで,)議案第10号は承認といたします。
教 育 長	(その他なし。)それでは、事務局から報告がございます。
	令和4年4月1日付け教職員人事異動一覧を配布。
W1+11.43====	赤平中学校卒業生の進路について確認。
学校教委課長	赤平小学校開校式の教育委員出席者について確認。
	次回の教育委員会は、令和4年4月28日(木)の午後3時予定。
九人数去無臣	まん延防止期間終了に伴う社会教育施設の再開を説明。
社会教育課長	春休みに向けての「校外生活のきまり」の配付を報告。
教 育 長	以上を持ちまして、第4回教育委員会を終了いたします。

署名委員

署名委員

書 記 学校教育課 総務·学校教育担当主幹